

CONTENTS

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き…2 年金に関する情報…3
医療機関等の受診はマイナ保険証で…4 「資格確認書」に関するお知らせ…5
健康ゴルフ大会を開催 / レクリエーションパークゴルフ大会を開催…6



田沢湖のサップ

サップ（SUP）とはスタンドアップパドルボードの略称でパドルを使って水面を進むアクティビティです。1960年代にハワイで始まり、近年では日本でも人気が高まっています。特別な資格や技術は必要なく、初心者でも楽しめるスポーツです。

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<https://www.nenkin.go.jp> 電子政府の総合窓口 e-Gov →<https://www.e-gov.go.jp>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

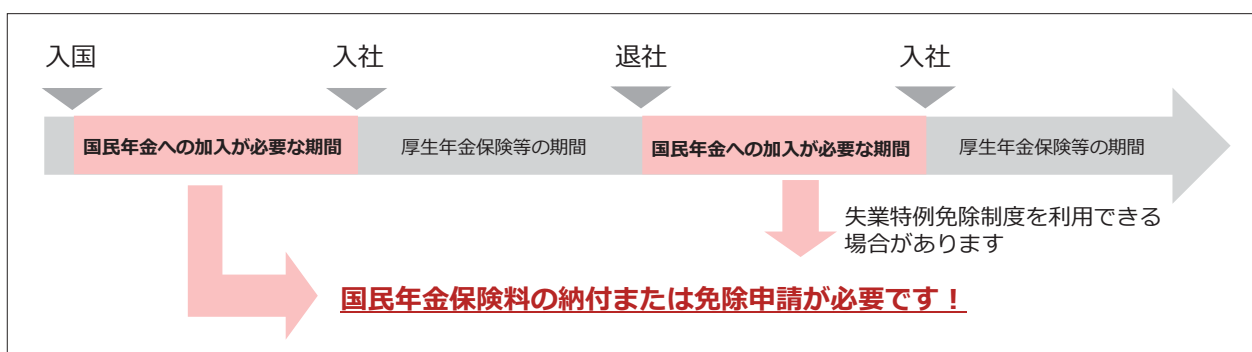
ご案内

外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

電子申請に必要なもの

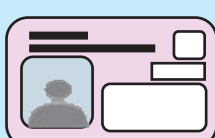
①スマートフォン

スマートフォンに
マイナポータルアプリを
インストールしてください。

A square QR code with a black and white pixelated pattern, used for linking to the app download page.

<https://myna.go.jp>

②マイナンバーカード

A stylized illustration of a Japanese My Number Card. It is rectangular with rounded corners and a light pink border. The card features a grey silhouette of a person's head and shoulders on the left. To the right of the photo are several white rectangular boxes of varying sizes, representing fields for personal information like name and address. The top of the card has a small white box, likely for the card number.

③数字4桁のパスワード

(例)

1	2	3	4
---	---	---	---

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、下記に記載のホームページをご確認ください。

▼ 制度に関する詳細

日本年金機構

検索



<https://www.nenkin.go.jp/>

▼ 電子申請の詳細

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

年金に関する情報（多言語パンフレット・動画）

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」
第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



また、日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の
説明やお知らせを色々な国の言葉やわかりやすい日本語で読むことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます



日本語
Japanese



英語
English



中国語
中文



韓国語
한국어



ポルトガル語
Em lingua portuguesa



スペイン語
Español



インドネシア語
Bahasa Indonesia



タガログ語
Tagalog



タイ語
ภาษาไทย



ベトナム語
Việt



ミャンマー語
မြန်မာဘာသာ



カンボジア語
ភាសាខ្មែរ



ロシア語
Русский язык



ネパール語
Nepali



モンゴル語
Монгол

YouTube
知っておきたい
年金のはなし



日本年金機構
Japan Pension Service

医療機関等の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証・・・マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの



メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)



メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。



手続きは
簡単!

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここです



マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。



マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は二次元コードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの?今すぐできる! 簡単申込み編】



マイナポータル

マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、マイナポータル（右の二次元コード）で確認することができます。

